

2026 年 9 月 11 日

No. ASN_001

インドネシアにおけるコンテンツビジネスの展開

執筆者：弁護士 鈴木由里／弁護士 中村京子

NARA Law 法律事務所 インドネシア弁護士*チーム

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

1 はじめに

日本の漫画、アニメ、キャラクターは、インドネシアにおいても、日本発のコンテンツ関連イベントが開催されるなど、関心を集めています。

本ニュースレターでは、日本で制作された漫画、アニメ、キャラクターなどのコンテンツ作品を、インドネシアにおいて、動画配信、翻訳書籍（電子版含む）の出版・配信、キャラクター商品の現地製造・販売などの形で展開する場面を想定し、主に知的財産の観点から実務上留意すべき事項を概観します。

以下の各項目について検討すべき事項を説明します。

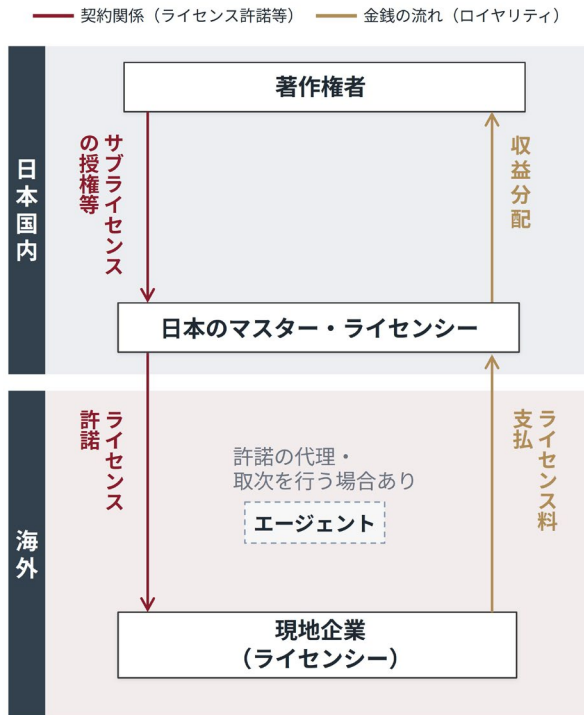
- I. 事前準備：日本側で確認すべき事項
- II. 権利化：インドネシア現地での権利化
- III. パートナースhip：ライセンス契約とライセンス料の徴収
- IV. 現地規制対応：配信・出版に関する規制
- V. 侵害対応：権利侵害が起きた際の注意事項

本ニュースレターは、インドネシアの法律事務所である NARA Law 法律事務所
(<https://www.naralaw.co.id/>) との共同執筆です。

2 想定される展開スキーム

海外ライセンス許諾スキーム

契約関係と金銭の流れの整理（イメージ図）



※一般的なライセンス許諾スキームの一例を簡略化して図示したものです。個別の権利関係・契約内容により構成は異なります。

既存のコンテンツを海外で展開する方法として、そのコンテンツを利用する権利を現地企業にライセンスし、そのロイヤリティ収入を得るというスキームが典型です。コンテンツの種類に応じ、現地出版社への翻案・翻訳出版許諾、動画配信事業者へのアニメ配信許諾、現地企業への玩具・アパレル・雑貨等の商品化許諾などがあります。

実務上は、現地ライセンスエージェントを起用する場合と、日本側権利者が現地企業（ライセンサー）と直接契約する場合があります。以下、左の図のスキームを念頭に置いて説明します。

（「コンテンツの海外展開事例集」（文部科学省）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93689101_01.pdf スライド

10 枚目）を加工して筆者作成）

3 事前準備：まず日本側で確認すること

インドネシアでの実務検討に入る前提として、日本側では、誰が海外利用を許諾できるのかを確認しておく必要があります。

多くの場合、漫画・小説等は、原作者、出版社など、アニメではさらに制作会社、製作委員会など複数の権利関係者が関与しています。日本におけるコンテンツの権利関係の合意（契約）内容に応じて、当該コンテンツをインドネシアで利用する権利に関して必要な承認、権利処理を行います。そのほか、以下の事項について確認が必要です。

日本側で確認しておくべき主な事項	
1. 許諾主体	対象作品・キャラクターについて、海外ライセンスを許諾できる者は誰か。
2. 契約上の権限整理	著作権、商標権、商品化に関する契約上の権限が整理されているか。
3. 商標登録の要否	作品名、キャラクター名、ロゴについて、インドネシアで商標登録を行う必要があるか。
4. 海外利用可能性	コンテンツの素材（音楽、映像素材、声優実演、宣伝素材など）について、契約上、海外利用・配信利用・広告利用が可能か。
5. 現地企業に付与するライセンス	現地企業に対する独占許諾、サブライセンス、現地文化に合わせた内容の改変の必要性があるか。

4 権利化：インドネシアでの権利確保

4.1 著作権の成立と登録の要否

インドネシアにおける著作権は、2014 年法律第 28 号著作権法（以下「インドネシア著作権法」といいます。）により規律されています。インドネシア著作権法第 2 条によれば、同法による保護は、インドネシア国民およびインドネシア法人が権利を有する著作物のみならず、外国人および外国法人が権利を有する著作物にも及びます。ただし、当該著作物の本国が、インドネシア共和国との間で二国間協定を締結しているか、または両国が著作権および著作隣接権の保護に関する同一の多国間協定の締約国であることが条件となります。

日本のアニメ・漫画その他の日本の創作物については、これらの著作物はインドネシア法上保護されます。これは、インドネシアと日本のいずれもが「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の締約国であることに基づきます。したがって、日本の著作物は、インドネシアを本国とする著作物と同等の保護をインドネシア法上受けることができます（内国民待遇）。

日本の漫画・アニメの場合、これらに具現化されたキャラクターの美術的表現、イラスト、言語の著作物および視聴覚著作物は、一般にインドネシア著作権法上保護されます。インドネシア著作権法第 1 条第 1 項に基づき、著作権は、著作物が有形的な形式で表現された時点で、公表や登録を要することなく、無方式主義に基づき自動的に発生します。もっとも、著作者が権利帰属に関する一応の証拠の取得を希望する場合には、法務省傘下の知的財産総局（Directorate General of

Intellectual Property。以下「DGIP」といいます。) に対し、著作権の記録を申請することができます。

著作物としてのオリジナルな美術的表現はインドネシア著作権法により保護されますが、これに加えて、漫画・アニメに関連する一定の商業的要素、例えば、出所識別標識として用いられるロゴ、ブランド名、キャラクター名、および商品化に係るブランド表示については、インドネシア法、具体的には 2016 年法律第 20 号商標・地理的表示法（以下「インドネシア商標法」といいます。）によっても保護され得ます。したがって、権利者は、包括的な知的財産保護戦略の一環として、著作権と商標権の双方による保護の取得を検討すべきです。インドネシア商標法に基づく保護については、次項で詳述します。

インドネシア著作権法第 64 条第 2 項に基づき、著作権の保護は記録を条件とするものではありません。もっとも、著作権の記録は、権利帰属をめぐる紛争や権利行使の手続において権利帰属の一応の証拠（prima facie evidence）となるため、なお推奨されます。DGIP が発行する記録証明書は、裁判所や関連する法執行当局に対して権利帰属を立証する際に著作権者の法的地位を強化し、当該著作物に関する行政上の確実性をもたらします。加えて、記録は、ライセンスや権利移転など著作物の商業的利用を円滑にする効果もあります（ただし、記録は著作権の存在それ自体の要件ではありません。）。実務的観点からは、著作権の記録は任意ですが、外国の権利者が商業的価値を有する著作物について、インドネシア市場への参入または事業拡大に先立って記録を行っておくことが一般に推奨されます。実務上、著作権の記録証明書は、侵害行為の停止を求める警告書の送付、法執行当局への申立て、民事訴訟の提起、その他権利行使手続において権利帰属を立証する場面でしばしば活用されます。このように、記録は任意の制度ではあるものの、著作権の保護および権利行使において重要な実務上の価値を有します。

4.2 商標権の取得

コンテンツの二次利用において、作品名、キャラクター名、ロゴ、ブランド名は事業価値の中心となります。現地で商品化やプロモーションを行う場合、商標登録を事前に検討することが重要です。

著作物の創作により自動的に発生する著作権とは異なり、インドネシアの商標保護制度は、インドネシア商標法第 3 条に定めるとおり、設定登録主義（先願主義。登録により権利が発生する制度）を採用しており、商標に関する排他的権利は、当該商標が登録された後に初めて取得されま

す。登録出願は、出願人の特定事項（名称、住所等）、商標見本、およびニース国際分類に基づく指定商品・役務の区分を付して、DGIP に対して行います。出願は、商標登録証が発行されるまでに、方式審査、異議申立てのための公告、およびインドネシア商標法第 20 条・第 21 条に基づく実体審査など、複数の段階を経ます。また、インドネシアはマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）の締約国であるため、外国の出願人は、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下「WIPO」といいます。）が運用する国際商標登録制度を通じて、インドネシアを指定することも可能です。

商標登録証は、その権利者に対し排他的権利を付与します。これには、商業活動において商標を使用する経済的権利、ライセンスを許諾する権利、および第三者による商標の許諾使用から経済的利益を得る権利が含まれます。さらに、消費者に誤認を生じさせ、またはブランドイメージを毀損するおそれのある使用を防止することにより、商標に化体した信用（グッドウィル）を含む商標の名声を管理・保護する権利も含まれます。加えて、これらの排他的権利により、商標権者は、新規の商標出願に対する異議申立てを行うことができるほか、悪意により出願された登録商標、または既存の商標と同一もしくは実質的に類似する登録商標に対して、取消しおよび無効の請求を行うことができます（インドネシア商標法第 21 条・第 76 条・第 77 条）。

実務的観点からは、インドネシアでは先使用のみでは商標権は発生しないため、外国の権利者は、インドネシア市場への参入に先立って商標出願を行うことが一般に推奨されます。実務上、著名な外国ブランドの名声に便乗しようとする現地の流通業者、元取引先、または無関係の第三者によって、悪意による商標出願がなされることがあります。インドネシア法は、このような出願に対処するための複数の手段を用意しており、公告期間中の異議申立てや、悪意により出願された登録商標に対する取消請求などがこれに含まれます。

日本の漫画・アニメ・キャラクタービジネスにおいては、ロゴやブランド名のみならず、商業的価値を有する作品名、キャラクター名、および商品化に係るブランド表示についても、想定される事業活動に応じて適切なニース国際分類の区分に指定商品・役務を定め、商標による保護を検討すべきです。

5 パートナースhip：ライセンス契約における主な項目とその内容

コンテンツを利用する現地企業とライセンス契約を締結するにあたっては、利用を許諾するコンテンツに応じた内容を検討します。ライセンス契約における主な項目と内容、およびインドネシアにおける留意点は以下のとおりです。

項目	主な内容	インドネシアにおける留意点
許諾対象	- 以下の項目の特定 - 許諾対象作品 - 許諾対象権利（例：著作権／商標権） - 二次利用の権利範囲（例：ビデオグラム化、商品化、ゲーム化） - 利用形態（例：上映、配信、流通、数量） - 続編やスピンオフなど、契約対象外の利用形態に関する優先権設定	利用範囲の過度な拡大を避けるため、許諾対象は極めて厳格に定義する必要がある。インドネシアでは、範囲が不明確な場合、合意した権利を超えた意図しない商品化やデジタル上での再利用につながる人が多い。
契約期間 ・ 地域	- 一定期間の設定 - 許諾地域の設定（インドネシア以外の地域も含めるか）	地域（テリトリー）は明確に限定すべきである。契約更新は履行義務（実績）に紐づけるべきであり、そうしないと、権利が利用されないまま拘束される（塩漬けになる）おそれがある。
独占／ 非独占／ サブライ センス	- 独占権を付与する場合のミニマムロイヤリティの設定 - 非独占に切り替える条件の設定 - サブライセンス権の付与	独占権は、最低販売数量または最低利用基準に紐づけるべきである。サブライセンスは、承認を経ない下流のライセンス連鎖が生じるリスクがあるため、厳格に管理する必要がある。
品質管理	- 作品や商品の監修権 - 承認手続の設定	インドネシアでは模倣品およびグレーマーケット（非正規流通）のリスクが高いため、特に重要である。商品市場におけ

項目	主な内容	インドネシアにおける留意点
	（商品製造の場合）PL 保険への加入義務	る無許諾のキャラクター使用を防止するためには、強力な承認権を確保することが必要となる。
ロイヤリティ	- イニシャルペイメントの有無 - 算定方法（料率計算の場合ベースとなる価格、控除される費目は何か等） - 既払いロイヤリティの不返還	政府による収益フローの監視制度が存在しないため、ロイヤリティの履行確保は、契約上の監査メカニズムに大きく依存する点にも留意が必要である。
監査・報告	- 監査条件（時期、事前通知の要否、監査結果に問題があった時の対応） - 報告内容と報告時期の明示 - 権利侵害発見時の報告義務	インドネシアでは法令上の執行が自動的に行われる仕組みではなく、主として申立てや契約に基づく対応に委ねられているため、契約には、明確な監査権限と電子的な報告フォーマットや基準を盛り込む必要がある。
契約解除	- 契約解除事由 - 契約解除後の在庫品の販売権の有無	残在庫の売り切り（sell-off）期間を明示的に規定する必要がある。そうしないと、契約解除後も現地市場において非公式に販売が継続されるおそれがある。
準拠法・紛争解決	執行を見据えインドネシアまたは第三国での仲裁およびインドネシア法を準拠法とすることが考えられる。	外国裁判所の判決（例えば日本の判決）は、原則としてインドネシアで直接執行することができない。執行の実効性の観点からは、通常、仲裁（実務上はシンガポールまたはインドネシアが多い）が選好される。現地での執行にはインドネシア法によることが求められる。

6 現地規制対応：配信・出版に関する規制

日本のアニメ・漫画・キャラクターIP をインドネシアで適法に出版・流通・配信するためには、

権利者から適切なライセンスを取得すること、および公開前にコンテンツがインドネシアの規制基準に適合していることを確保することが基本的な要件となります。

実務上、日本のアニメ、漫画およびキャラクターに関する知的財産をインドネシアで商業的に利用する場合には、関係する権利者から有効な許諾を得た上で行う必要があります。現地の流通業者、出版社、配信プラットフォームその他の事業パートナーが関与する場合、関連する契約において、許諾される権利の範囲および認められる利用形態を明確に定める必要があります。アニメの各話、漫画の各話（チャプター）、またはキャラクターコンテンツを無許諾で出版・配信・デジタル流通させる行為は、インドネシア著作権法上、著作権侵害となる可能性があります。

一般公開に先立ち、一定の視聴覚コンテンツは、現地の区分審査（検閲・レーティング審査）の対象となる場合があります。この場合、適用される年齢区分が付されるほか、該当する流通経路および規制の枠組みに応じて、編集上の修正や制限が課されることがあります。強い暴力表現、性的なテーマ、超自然的（オカルト的）要素、または文化的・宗教的に機微な描写を含むコンテンツは、区分審査の結果に応じて、制限、修正、または限定的な流通の対象となります。

配信プラットフォーム、電子書籍プラットフォーム、または漫画・アニメコンテンツを提供するアプリなどのデジタルプラットフォームについては、該当する場合、電子システム提供者

（Penyelenggara Sistem Elektronik。以下「PSE」といいます。）としての登録が必要となることがあります。また、コンテンツが権利侵害または規制不適合と判断された場合に、削除要請や政府によるアクセス遮断命令に対応できる体制を整えることも求められます。

日本の知的財産権者にとっての実務上の留意事項は、以下のとおりです。

- インドネシアを対象とする有効なライセンス契約または販売・流通契約を締結すること
- 漫画・アニメ・キャラクターの商品化または配信について、現地の流通業者、出版社、配信プラットフォーム、その他の事業パートナーの役割と責任を明確に定めること
- 必要に応じ、すべてのコンテンツが、現地で適用される区分審査または年齢区分審査の要件に適合していることを確認すること
- 公序良俗、道徳、宗教、およびコンテンツの安全性に関するインドネシアの規則を遵守すること

7 侵害対応：海賊版、模倣品などの侵害が起きたときの対応方法

オンライン海賊版、無許諾配信、無断翻訳、模倣キャラクター商品、ロゴの無断使用などが発見された場合には、まず証拠保全を行い、権利の種類、侵害主体、販売・配信チャネル、被害規模を整理します。そのうえで、プラットフォームへの削除申請、警告書の送付、現地当局への申立て、税関措置、民事・刑事手続など、事案に応じた対応手段を検討します。

インドネシアにおいて日本の漫画、アニメおよびキャラクターに関する知的財産の侵害が判明した場合、知的財産権者は、まず関連する証拠を保全し、侵害の性質および範囲を特定した上で、適切な権利行使方針を検討する必要があります。具体的な対応手段としては、事案に応じて、プラットフォームに対する削除要請、警告書の送付、税関登録制度（Customs Recordal／rekordasi）の利用、ならびに民事または刑事手続が考えられます。インドネシア国内に流入する模倣品による侵害が問題となる場合には、税関登録制度は、当該商品が市場に流通することを防止するための水際の権利行使手段となり得ます。同制度により、権利者は、自己の商標およびキャラクターに関する知的財産を税関当局に登録することができます。登録がなされると、税関職員は、疑わしい貨物が市場に流入する前にこれを識別・把握するための参照システムを利用できるようになります。

登録後は、水際での権利行使が開始されます。税関職員は、輸入される貨物を検査し、登録された知的財産権を侵害するおそれのある模倣品を含むと疑われる貨物を把握することができます。把握された貨物は、その後、登録権利者に対して確認のために通知されます。

その段階で、権利者は、製品の画像、船積みデータ、またはサンプルなどの入手可能な情報を確認し、当該貨物が真正品か模倣品かを判断します。当該貨物が侵害品であると確認された場合、税関は、その留置または通関の保留を行うことができます。これにより、模倣品が市場流通に入ることが効果的に防止することができます。

権利行使が水際措置だけで終了するとは限りません。権利者は、侵害が確認された事案について、税関および捜査機関と連携し、輸入業者、流通業者その他の侵害者に対するさらなる措置を講じるため、民事または刑事手続に移行することができます。また、無許諾配信、デジタル頒布、無断翻訳、または模倣品のオンライン販売といったオンライン上の侵害については、権利者は、正式な法的手続に進む前に、関連するオンラインプラットフォームまたはマーケットプレイス運営者に対して削除要請を行い、警告書を送付することも、事案に応じて可能です。実務上、税関登録制度は、予防的な権利行使手段としてその有効性がますます評価されています。模倣品が市場に流通した後

に対応するのではなく、当局が輸入時点で介入することにより、より迅速かつ効果的な対応が可能となるためです。

8 おわりに

インドネシアは、日本の漫画、アニメ、キャラクター事業にとって有望な市場です。日本側権利者としては、まず自らの権利関係とライセンス方針を整理し、そのうえで、インドネシア法の専門家と連携して、現地で実効的に権利を保護しながら事業展開できる契約・運用体制を構築することが重要です。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2026/9/11時点

ホーチミンオフィスにて掲載中

[Vietnam Legal Update]「ベトナムの就業規則に関するFAQs」(2026年8月)

ニューズレター

ベトナム：「ベトナムにおける AI システム導入時の法的留意点～AI 法及び関連政令の施行を踏まえて～」(2026 年 7 月 1 日)

「要点解説 新ベトナム個人情報保護制度」(2026 年 4 月 1 日)

台湾：「2025 年台湾個人情報保護法改正要点」(2026 年 3 月 13 日)

Web掲載記事

ベトナム：「ベトナム GX 関連法制の改正動向～環境保護法・排ガス規制・カーボンプレジットを中心に～」三菱 UFJ 銀行 Biz Buddy (2026 年 8 月 31 日)

開催予定のセミナー

スリランカ：「スリランカにおける紛争解決の実務／Dispute Resolution Practice in Sri Lanka」(2026 年 9 月 25 日)

執筆者

弁護士 鈴木由里（シニアパートナー、第二東京弁護士会）

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 中村京子（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: kyoko.nakamura@aplaw.jp

NARA Law 法律事務所 インドネシア弁護士*チーム

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ASEAN プラクティスチーム

Email: ipg_asean@aplaw.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |

Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2
丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス |

New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |

Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |

Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |

Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

